

「第2期近江八幡市立図書館サービス基本計画（素案）」に係る  
パブリックコメント（意見公募）実施要綱

本市では、平成25年3月に期間を10年間とした「近江八幡市立図書館サービス10カ年基本計画」を策定し、図書館サービスの向上に努めてきました。

この度、令和5（2023）年3月に計画期間の満了を迎えることから、近江八幡市立図書館協議会での協議、調整により、社会情勢や図書館をとりまく環境の変化に迅速に対応できるよう期間を5年間とし、「第2期近江八幡市立図書館サービス基本計画（素案）」を作成しました。

つきましては、市民の皆さんから意見や提案を募集するため、パブリックコメント（意見公募）を実施します。

1. 公表する資料

第2期近江八幡市立図書館サービス基本計画（素案）

2. 資料の公表場所

- （1）近江八幡市ホームページ
- （2）市役所情報公開コーナー（近江八幡市役所本庁舎1階）
- （3）総合支所情報公開コーナー（安土町総合支所1階）
- （4）近江八幡図書館及び安土図書館

3. 意見の募集期間

令和5（2023）年1月10日（火）～1月23日（月）《必着》

4. 意見の提出方法及び提出先

- （1）郵送 〒523-0828 滋賀県近江八幡市宮内町100番地  
近江八幡市立近江八幡図書館
- （2）FAX 0748-32-4099（近江八幡市立近江八幡図書館）
- （3）電子メール 048400@city.omihachiman.lg.jp

※上記の「2. 資料の公表場所」では提出できません。

5. 意見を提出できる方

- （1）近江八幡市内に住所を有する方、通勤する方、通学する方
- （2）近江八幡市内に事務所又は事業所を有する個人、法人及びその他の団体

## 6. 留意事項

ご意見をいただく様式は特に定めていませんが、次の事項を明記してください。

なお、個人情報について公表することはありません。

また、電話によるご意見はお受けできませんので、ご了承ください。

- (1) 件名「第2期近江八幡市立図書館サービス基本計画（素案）について」
- (2) 住所、名前、電話番号（市内に通勤する方は勤務先、通学する方は学校名も明記してください）
- (3) ご意見は、日本語で提出してください。

(書式例)

近江八幡市立近江八幡図書館 宛

「第2期近江八幡市立図書館サービス基本計画（素案）について」

住 所：

名 前：

電話番号：

（市内に通勤する方は勤務先、通学する方は学校名）

意 見：

- ・〇〇について

意見内容

（ページ番号等、どの部分に対するご意見かが分かるように）

## 7. 意見に対する考え方の公表

提出いただいたご意見等については取りまとめ、市の考え方と併せて、市ホームページ、情報公開コーナー、近江八幡図書館及び安土図書館にて公表します。

- ・類似の意見につきましては集約させていただくことがあります。
- ・匿名のものや本件と関係ないと思われるご意見に対しては、考え方が示せませんのでご了承ください。
- ・提出いただいたご意見に対して、個別の回答はできませんのでご了承ください。また、提出いただいたご意見等の原稿は返却いたしません。
- ・「第2期近江八幡市立図書館サービス基本計画」はいただいたご意見を参考にし、最終決定をし、公表いたします。

## 8. 問い合わせ先

〒523-0828 滋賀県近江八幡市宮内町 100 番地

近江八幡市立近江八幡図書館

電話：0748-32-4090

F A X：0748-32-4099

電子メール：048400@city.omihachiman.lg.jp